

(健 I 267)

令和 3 年 3 月 16 日

都道府県医師会
健康スポーツ医学担当理事殿

日本医師会常任理事
羽鳥 裕
(公印省略)

令和 3 年度スポーツによる地域活性推進事業
「医療と連携した地域におけるリスクに応じた運動・スポーツの取組」
における協力依頼について

今般、スポーツ庁健康スポーツ課より、標記事業について別添のとおり協力依頼の事務連絡が発出されました。

本事業は医師から運動やスポーツを推奨されている有疾患者を含めた多くの住民が、地域で安全かつ効果的な楽しい運動・スポーツの習慣化を図るための取組を支援するもので、申請は地方公共団体が行います。

国民の運動・スポーツの実施率向上にあたっては、医師会と地方公共団体・保険者・その他関連団体が連携を密にし、関係者と一体となって協働していく必要があります。

本施策についてご理解いただき、地方公共団体より申し出があった際に御協力いただくのみならず、積極的な働きかけをするなど、より一層の御協力方お願い申し上げます。また貴会管下の医師会への周知啓発につきましても併せてお願い申し上げます。

なお、詳細については別添の図ならびに以下の URL をご参照いただければ幸いです。

記

スポーツ庁ホームページ

令和 3 年度地方スポーツ振興費補助金（スポーツによる地域活性化推進事業「運動・スポーツ習慣化促進事業」「スポーツによるまちづくり・地域活性化活動支援事業」）の募集について

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/boshu/detail/jsa_00069.html

以上

事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 1 0 日

公益社団法人日本医師会 御中

スポーツ庁健康スポーツ課

令和3年度スポーツによる地域活性推進事業(運動・スポーツ習慣化
促進事業「医療と連携した地域におけるリスクに応じた運動・スポー
ツの取組」)における協力依頼について

貴会におかれましては、日頃より、医療と連携した運動・スポーツ実施率向上に向けて多大なる御理解御協力を賜り深く感謝申し上げます。

この度、標記事業について令和3年3月10日付けで地方公共団体(各都道府県・市区町村)に通知し、募集を実施することにしました。この事業では「**医療と連携した地域におけるリスクに応じた運動・スポーツの取組**」を取組の一つとしています。医師から運動やスポーツを推奨されている生活習慣病(糖尿病・高血圧・心疾患等)及び運動器疾患等、有疾患者を含めた多くの住民が、地域で安全かつ効果的な楽しい運動・スポーツの習慣化を図るための取組を支援します。

本事業の申請は地方公共団体からとなりますが、医師会や医師の先生方、大学、産業界等と連携して取組んでいただく事業です。つきましては、貴会の皆様に御周知いただくとともに地方公共団体と連携し、本事業へ御協力を賜りますよう宜しく御願いたします。

なお、申請に当たっては、別添参考資料を熟読の上、下記の締切りまでに地方公共団体から事業計画書を提出していただきます。

記

<補助対象事業者>

都道府県、市町村(特別区含む。)

<事業計画書提出期限>

令和3年4月20日(火) 17:00

<公募情報(スポーツ庁ホームページ内)>

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/boshu/detail/jsa_00069.html

以上

【本件担当】

スポーツ庁健康スポーツ課 長阪裕子

TEL: 03-5253-4111(内線 2998) E-mail: kensport@mext.go.jp

運動・スポーツ習慣化促進事業

(前年度予算額：180,000千円)
令和3年度予算額：190,000千円

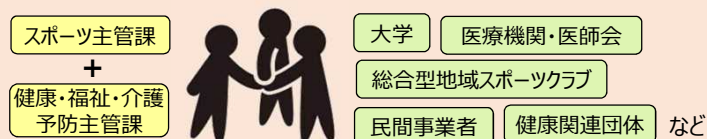
事業趣旨・目的

運動・スポーツの無関心層や、何らかの制限や配慮が必要な方々（有患者や高齢者等）、新型コロナウイルス感染症の影響により運動・スポーツ不足となった方々を含め、誰もが身近な地域で安心して安全かつ効果的な楽しい運動・スポーツを習慣化するための環境を整備する。具体的には、地域の実情に応じて、より多くの住民が運動・スポーツに興味・関心を持ち、その習慣化を図るための地方公共団体における持続可能なスポーツを通じた健康増進に資する取組を支援する。このことを通して、多くの国民のスポーツへの参画を促進し、健康で活力ある長寿社会の実現を目指す。

事業の対象となる取組

【共通事項】 体制整備

行政内（スポーツ主管課、健康・福祉・介護予防主管課等）や域内の関係団体（大学、医療機関、民間事業者、スポーツ団体、健康関連団体等）が一体となり、効率的・効果的に取組を実施することができる連携・協働体制の整備を行う。



【推奨事項】

①相談斡旋窓口機能

地域包括支援センターや薬局など「地域の身近な相談窓口」として、住民の多様な健康状態やニーズに応じて、スポーツや健康に関する情報やスポーツ実施場所等を伝える専門的な人材を配置し、スポーツを通じた健康増進を推進する環境を整備する。

地域の関係団体が一体となり、連携・協働体制や窓口の在り方について検討及び実践を行う。



②官学連携

官学連携をすることにより、大学に備わる専門的知識や施設を知の拠点として有効活用する。



③複数の地方公共団体の協働

複数の地方公共団体が連携し、運動・スポーツの場の共有、楽しい競い合いや同じ取組をすることなどで、スポーツを通じた健康増進を推進する取組を円滑にすすめ、さらには相乗効果を狙う。



【選択事項（以下の取組①～③のうち、いずれか一つ以上を選択）】

①医療と連携した地域におけるリスクに応じた運動・スポーツの取組

生活習慣病（糖尿病、高血圧、心疾患など）及び運動器疾患（腰痛症、変形性膝関節症など）等の何らかの制限や配慮が必要な住民が、個々の健康状態に応じた安全かつ効果的な楽しいスポーツを地域で安心して親しめる機会を創出する。具体的には、医療機関を受診した者等が、医学的評価に基づき、健康スポーツ医など運動・スポーツに十分知識と理解のある医師が推奨する運動・スポーツの情報を踏まえ、専門性を持った健康運動指導士等の助言を参考にしつつ、地域で楽しい運動・スポーツを習慣化する体制を整える。



②ライフステージ別のスポーツ無関心層をターゲットにした地域における運動・スポーツの取組

運動・スポーツ無関心層等を効果的に取り込み、地域におけるスポーツ推進計画に基づいてスポーツ実施率の向上を目指し、スポーツを通じた健康増進を一層推進する。ターゲットはライフステージ別に以下のとおりとする。

1) ビジネスパーソン 2) 女性 3) 高齢者

③新しい生活様式における運動・スポーツの習慣化の取組

新型コロナウイルス感染症の影響により運動・スポーツ不足となった高齢者等が、糖尿病等の生活習慣病の悪化や、フレイルやロコモティブシンドローム等の健康二次被害を予防するため、安心して運動・スポーツを再開できる環境を整備する。安全性を確保したりリモート指導等、感染症対策を取りつつ運動・スポーツを習慣化する取組を促進する。

実施形態

都道府県・市町村に対する補助事業（定額）

令和3年度運動・スポーツ習慣化促進事業における留意事項・記載要領

1. 事業の趣旨・目的

地域の実情に応じて、運動・スポーツをする際に何らかの制限や配慮が必要な方々（有疾患者や高齢者等）や、運動・スポーツの無関心層、新型コロナウイルス感染症の影響により運動・スポーツ不足となった方々を含め、より多くの住民が運動・スポーツに興味・関心を持ち、その習慣化を図るための地方公共団体におけるスポーツを通じた健康増進に資する取組を支援します。また、将来的には補助金なく事業を継続していけることを目指します。

本資料では、「運動・スポーツ習慣化促進事業」における事業計画の企画・立案及び経費の積算を行う際に留意していただきたい事項及び事業計画書の記載要領について説明します。

2. 事業の対象となる取組

地域の実情に応じ、以下の（１）～（５）を実施してください。（１）は必須事項、（２）はＡ・Ｂ・Ｃのいずれか１つ以上を実施する選択必須事項、（３）～（５）は実施する場合は審査において加点する選択事項となっております。（３）～（５）はいずれか１つ、２つの組合せ、３つ全てでも実施していただくことが可能です。

１回限りの運動・スポーツイベントは補助対象とはなりません、継続的な支援を行い、運動・スポーツの習慣化を図る場合は、この限りではありません。また、これまでに本補助事業として実施された取組は補助対象とはなりません、本事業の目的を踏まえた内容にリニューアルする場合は、この限りではありません。

（１）＜必須＞体制整備

地方公共団体内のスポーツ主管課と健康・福祉・介護予防主管課が連携・協働しながら実施するとともに、本事業がより効果的・効率的となるように域内の関係団体との連携を図ってください。

関係団体の例としては、申請する地方公共団体の地域にある大学、民間事業者、スポーツ関連団体（スポーツ推進委員、健康運動指導士会、総合型地域スポーツクラブ等）、医療機関、医師会、健康関連団体、商工会等があります。

ただし、本事業の全てを特定の企業や団体等に委託せず、申請のあった地方公共団体において、一元的に責任を負う体制を整備してください。また、複数の地方公共団体が協働する取組においても、責任は申請した地方公共団体が一元的に負うこととなります。申請者である地方公共団体の一元的な管理のもと、企画・運営を行ってください。

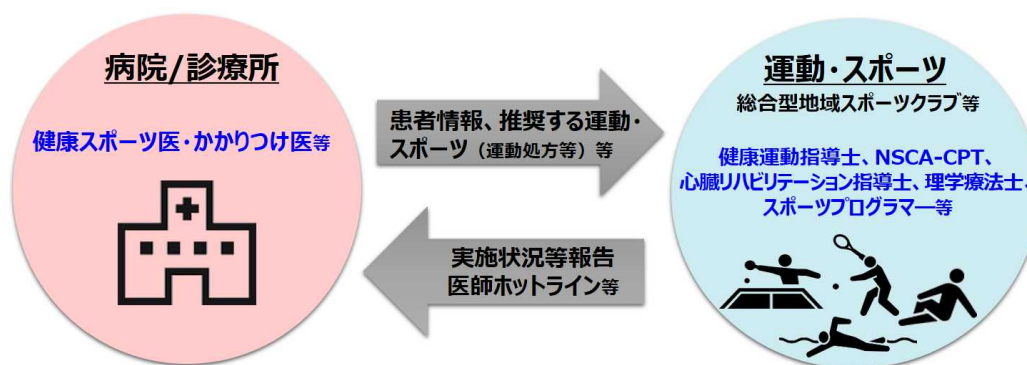
(2) <選択必須>取組 A・B・Cのいずれか1つ以上を実施してください。

A) 医療と連携した地域における運動・スポーツの習慣化の実践

生活習慣病（糖尿病、高血圧、心疾患など）及び運動器疾患（腰痛症、変形性膝関節症など）等の何らかの制限や配慮が必要な住民が、個々の健康状態に応じた安全かつ効果的な楽しい運動・スポーツを地域で安心して親しめる機会を創出してください。その際、健康スポーツ医など運動・スポーツに十分知識と理解のある医師や医療スタッフと、専門性を持った健康運動指導士等の運動・スポーツ指導者が連携して情報を共有してください。共有する情報には、医師等が推奨する運動・スポーツ（種目、強度、時間・回数、頻度、留意事項等）、実施した運動・スポーツの内容、参加者の健康状態等を含めてください。

具体的には、医療機関を受診した者等が、医学的評価に基づき医師が推奨する運動・スポーツの情報を踏まえ、健康運動指導士等の助言を参考にしつつ、地域で安全かつ効果的に楽しく運動・スポーツを実践させてください。

○スポーツと医療の連携例



○情報共有のシート例

例 1

運動・スポーツ処方せん	
ID	患者名
疾患名	
肥満症、変形性膝関節症	
服薬状況	
なし	
運動・スポーツ（運動・スポーツ処方）	
種目	有酸素運動、レジスタンス運動（下肢筋力強化）、卓球・テニス・水泳などの各種スポーツ
強度	目標心拍数 120拍/分
時間	1日あたり 30分程度 または 8,000～10,000歩程度
頻度	3～5 日/週
注意事項	膝に違和感がなければ、好きなスポーツ種目可能。1日/週から開始し、徐々に頻度を増やす。
2019年〇月〇〇日	
かかりつけ医	
〇〇病院内科医〇〇〇〇	
電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（直通）	

例 2

ID		患者名	疾患名	高血圧症	服薬	〇〇
◇◆◇ お勧めする運動・スポーツ ◇◆◇ 処方日 2019 年〇月〇〇日						
種目	有酸素運動					
強度	中程度（やや楽である～ややきつい）					
時間	1 日あたり 30～60 分程度					
頻度	3～5 日/週					
注意事項	労力（息こらえ）を伴わないスポーツは可能。 安静時に血圧が〇〇/〇〇mmHg 以上の場合は中止。 〇〇病院 内科医 〇〇〇〇 電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（直通）					
かかりつけ医	〇〇病院 内科医 〇〇〇〇					
◇◆◇ 実施した運動・スポーツ ◇◆◇ 報告日 2019 年〇月〇〇日						
実施期間	2019 年〇月～〇月（3 か月）					
種目	バウンディング、卓球、ヨガ、太極拳					
強度の確認	15 分毎に主観的運動強度で「ややきつい」までであることを確認					
時間	1 日あたり 30～60 分程度					
頻度	2～4 日/週、計 36 日					
気づいた点等	平均歩数は 1 日あたり 9,000 歩。 薬を飲み忘れた日はなかった。 仲間ができて、楽しく実施している。					
指導者	〇〇総合型スポーツクラブ 健康運動指導士 〇〇〇〇					
医師のサイン						

B) 健康増進のための運動・スポーツ習慣化の実践

運動・スポーツ無関心層等を効果的に取り込み、地域におけるスポーツ推進計画に基づいてスポーツ実施率の向上を目指し、スポーツを通じた健康増進をより一層推進してください。ターゲットは以下のア～ウのうち主とするものを1つ設定し、主たるターゲットを効率的に取り込み、継続につなげる取組にしてください。ただし、事業における取組に子供（幼児を含む）など設定したターゲット以外の参加を拒むものではありません。なお、申請時にスポーツ推進計画が策定されていない地方公共団体は、どのような計画に基づいて本事業を実施するのか明記するとともに、今後、スポーツ推進計画が策定されるよう検討してください。

- ア. ビジネスパーソン
- イ. 女性（成人）
- ウ. 高齢者

C) 新しい生活様式における運動・スポーツの習慣化の取組

新型コロナウイルス感染症の影響により運動・スポーツ不足となった高齢者等が、糖尿病等の生活習慣病の悪化や、フレイルやロコモティブシンドローム等の健康二次被害を予防するため、安心して運動・スポーツを再開できる環境を整備してください。安全性を確保したリモート指導等、感染症対策を取りつつ運動・スポーツを習慣化する取組を促進してください。

（３）＜選択１＞相談斡旋窓口機能の整備 ※実施する場合は審査において加点します。

申請する地方公共団体の地域にある地域包括支援センターとの連携や、個別の人材を養成し「地域の窓口」として、地域住民の多様な健康状態やニーズに応じて、スポーツや健康に関する情報やスポーツ実施場所等を伝える窓口をワンストップ化し、スポーツを通じた健康増進を推進する環境を整備してください。

（４）＜選択２＞官学連携 ※実施する場合は審査において加点します。

申請する地方公共団体の地域にある大学と組織的に連携し、大学等に備わる専門的知識や施設を知の拠点として協力を得られるよう調整を図ってください。

（５）＜選択３＞複数の地方公共団体の協働 ※実施する場合は審査において加点します。

複数の地方公共団体が協働し、運動・スポーツの場の共有、楽しい競い合いや同じ取組をすることなどで、スポーツを通じた健康増進を推進する取組を円滑に進め、さらには相乗効果を狙ってください。

3. 事業の仕組み等

- （１） 事業実施に当たっては、地方公共団体はもとより、できるだけ申請する地方公共団体の地域の住民代表・産業界・大学・金融機関・労働団体等が連携した上で、適切な成果目標を設定し、PDCAサイクルに基づいた分析が行える体制を構築

してください。

- (2) 本事業は定額補助です。補助金額は申請件数に伴い予算の範囲内で決定されます。なお、補助対象経費等の詳細の定めについては、該当項目を御確認ください。
- (3) 補助対象事業者は、都道府県及び市町村（特別区を含む。）です。
- (4) 本事業のスケジュール等は別紙1のとおりです。
- (5) 本事業の実施期間は、交付内定日から当該年度の3月末までです。
- (6) 本事業の募集は、令和3年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況によっては、事業内容や規模等を変更する必要があることをあらかじめ御承知おきください。

4. 補助要件等

- (1) 本事業の目的を踏まえた上で、地域の実情に応じ、本資料2. 事業の対象となる取組(1)～(5)を実施してください。(1)は必須事項、(2)はA・B・Cのいずれか1つ以上を実施する選択必須事項、(3)～(5)は実施する場合は審査において加点する選択事項となっております。
- (2) 事業の定量的な成果目標を設定し、それに対する評価・検証が適切に行われる体制を整えてください。
- (3) 補助金の額の上限は1,000万円、下限は200万円とします。補助金の額は申請件数や審査結果に伴い予算の範囲内で決定します。また、補助対象経費の額が200万円未満となる事業については補助対象としません。決定額によって事業規模を縮小することがないように御留意ください。
- (4) 補助金の額は、本資料2. 事業の対象となる取組により事業に係る経費の割合を以下のとおり、かつ上記(3)の範囲内とします。
 - A) 医療と連携した地域における運動・スポーツの習慣化の実践
補助金の額は事業に係る経費の10割未満とします。
 - B) 健康増進のための運動・スポーツ習慣化の実践
補助金の額は事業に係る経費の10割未満とします。ただし、参加者より参加費等を必ず徴収してください。
 - C) 新しい生活様式における運動・スポーツの習慣化の取組
補助金の額は事業に係る経費の10割未満とします。

- (5) 3年を目途に、将来的に補助金なく事業を継続していけるよう事業を計画してください。なお、本事業は3年間事業を補助することを確約するものではありません。また、申請に当たっては、これまでに本補助事業として実施された取組は補助対象とはなりません。本事業の目的を踏まえた内容にリニューアルする場合は、この限りではありません。
- (6) 将来的に補助金なく事業を継続していくためにも、事業に係る経費の全額が国費とならないよう、国費以外の多様な財源（参加費、地方公共団体負担等）を一定額確保するようにしてください。

5. 事業計画書の記載内容 ※下線は事業計画書の番号を参照ください。

- ＊ 事業計画書の記載に当たっては、本計画書が採択審査書類となることを踏まえ、内容は詳細かつ分かりやすく記載してください。
- ＊ 記入欄が不足する場合は追加、不要な行は削除してください。

(1) 「I 1. 地方公共団体の基本情報」

- ① 最新データを記載してください。
- ② 成人の週1回以上のスポーツ実施率の把握及び目標値の設定をしていない市町村（特別区含む。）は、都道府県のデータを記載してください。また、本事業を実施するに当たり、できる限り成人の週1回以上のスポーツ実施率の把握及び目標値の設定を行うように努めてください。
- ③ 地方スポーツ推進計画を策定していない場合は、今後、スポーツ推進計画が策定されるよう検討してください。地方スポーツ推進計画を策定し、スポーツを通じた健康増進に取り組むことはすることは、第2期スポーツ基本計画で推奨しています。

(2) 「I 2. 事業背景と目的」

- ① 地方公共団体の状況、特徴、地域診断等を十分に踏まえた上で、目的を明確に記載してください。

(3) 「I 5. (1) 成果目標【共通目標】」

- ① 本事業の主たる目標は成人のスポーツ実施率向上です。
- ② 取組Aを選択した場合は、以下④のア～オの5つを必ず設定してください。取組B・Cを選択した場合は、以下④のア～エの4つを必ず設定してください。
- ③ 原則的に各取組の前後に、本事業の全参加者にアンケート調査等を実施し、評価してください（オを除く）。前後の調査はできる限り3か月以上空けるように計画してください。詳細な質問内容については、内定交付時にお知らせいた

します。

④ 調査する質問項目

ア. 運動・スポーツ無関心層（非実施層）の取込率

これまで運動・スポーツを実施していなかった者が本事業への参加を通して、新たに運動・スポーツを週に1回以上実施するようになった割合が高い。

事業参加者のうち、運動・スポーツを実施していなかった者を100%とした場合に、事業参加後に運動・スポーツを週1回以上実施する者の割合の目標値を記入してください。

イ. 運動・スポーツへの意欲

これからも運動・スポーツを続けたいと思う者の割合が高い。

本事業参加者のうち、これからも（事業終了後も）運動・スポーツを続けたいと答える者の割合の目標値を記入してください。

ウ. 運動・スポーツ実施率（運動・スポーツの習慣化）

本事業参加者の週1回以上のスポーツ実施率が向上。

本事業参加者のうち、運動・スポーツを週1回以上実施している者の割合について、事業参加前と後それぞれの目標値を記入してください。

エ. 運動・スポーツを通じた主観的健康観

本事業への参加を通して、健康になったと感じる者の割合が増加。

本事業参加者のうち、事業参加前より後の方が主観的な健康度が高い者の割合の目標値を記入してください。

オ. 医師等との連携

医師等が運動・スポーツ指導者等へ情報を提供する機会が多い。

医師等から推奨する運動・スポーツの情報（運動処方せん、情報提供書等）を運動・スポーツの指導に関わる者へ提供する件数の目標値を記入してください。運動・スポーツの情報には、種目、強度、時間や回数、頻度、留意事項等が含まれることが望ましいです。

(4) 「I 5. (1) 成果目標【個別目標】」

- ① 地方公共団体の状況、特徴、地域診断等を十分に踏まえた上で、本事業で目指すべき成果目標を、全て数値を用いて設定してください。
- ② 運動・スポーツの習慣化が図られたことがわかる目標や関係組織・団体間の連携が図られたことがわかる目標を地域の実情に即して数値で設定してください。
- ③ 運動・スポーツを実施したことによる身体的効果、心理的効果、社会経済的効果等があると望ましいです。例、体力やQOL（クオリティ・オブ・ライフ：生活の質）の維持・向上、各種検査値の改善、様々なストレス感情の減少、医療費や扶助費の削減（シミュレーション）、要介護・要支援状態の改善・離脱等。

(5) 「I 5. (2) 成果を評価するための方法」

- ① **【共通目標】にその数値を設定した理由**：地方公共団体の状況、特徴、地域診断等のその目標値を設定した理由や根拠を示してください。
- ② **【個別目標】を設定した背景**：地方公共団体の状況、特徴、地域診断等を十分に踏まえた上で、その個別目標を設定した理由、本事業との関係等を示してください。
- ③ **評価対象者**：原則的に本事業の全ての参加者を対象としてください。
- ④ **評価する時期**：原則的に事業の開始時（事業参加前）と終了時（事業参加後）に行ってください。できる限り3か月以上空けて前後の評価をするように計画してください。
- ⑤ **方法**：紙面でのアンケート調査、面接調査、電話による調査などをどのように行うのかを明示してください。
- ⑥ **評価項目**：**【共通目標】**を評価するための詳細な質問内容については、内定交付時にお知らせします。**【個別目標】**を評価するための項目をできるだけ具体的に記載してください。例、BMI、血圧、筋力（握力）、QOL（WHOQOL）等。
- ⑦ **評価体制**：アンケートの作成者、アンケート調査の実施者、分析担当者等、誰が何をするのか、人又は組織と役割を明確にしてください。

(6) **「I 6. (1) 実行委員会等の設置」**

- ① **【構成団体一覧】**：行政内部局には、スポーツ主管課と健康・福祉・介護予防主管課の各担当者を必ず入れてください。
- ② **【会議における検討事項と実施予定】**：年度末（2月下旬～3月上旬頃）に補助事業者が一堂に会した事業報告会を開催する予定としているため、事前に事業計画に組み込んでください。

(7) **「I 6. (2) <選択1>相談斡旋窓口機能の整備の具体的な体制と内容」**

- ① **窓口の場所**：相談斡旋窓口にする場所と箇所数等を具体的に記載してください。また、その場所を窓口にする理由を記載してください。（例）地域包括支援センター〇〇か所、調剤薬局〇〇か所等。
- ② **人材**：相談業務を担う人材について職種（健康運動指導士、保健師、薬剤師、管理栄養士、スポーツ推進委員等）、人数、具体的な役割等を記載してください。
- ③ **具体的な内容**：対応する相談内容、提供する情報、相談や情報を提供する具体的な方法、相談斡旋窓口機能を整備することにより期待される効果等を詳細に記載してください。

(8) **「I 6. (3) <選択2>官学連携の具体的な体制と内容」**

- ① **連絡先**：連携する大学の担当者と直接連絡のとれる電話番号又は電子メール（E-mail）アドレスを記載してください。また、複数の大学と連携する場合には、それぞれ連絡先を記載してください。

- ② **具体的な内容**：連携する大学担当者と事前に十分協議し、本事業における大学の役割、学内のセンターや担当部署等との組織的な連携方法を具体的に決めた上で記載してください。名義のみとならないようにしてください。

(9) 「I 6. (4) <選択3>複数の地方公共団体の協働」

- ① **背景**：協働するに至った経緯、理由、それにより期待される効果等を具体的に記載してください。
- ② **具体的な内容**：協働する各地方公共団体と事前に十分協議し、本事業における各地方公共団体の役割、具体的な取組内容等を明確に示してください。名義のみとならないようにしてください。

(10) 「I 6. (5) 取組内容」

- ① 取組が複数ある場合は、「(5) 取組内容①～⑦」の欄を適宜作成し、全ての取組について①～⑦の項目をそれぞれ記載してください。その場合、「(5-1) 取組内容①～⑦」、「(5-2) 取組内容①～⑦」等としてください。

(11) 「I 6. (5) ②選択事項」

- ① 本資料2. 事業の対象となる取組(2) <選択必須>取組より、主となる取組及びターゲットを1つ選択してください。

A : 医療と連携した地域における運動・スポーツの習慣化の実践

B-ア : 健康増進のための運動・スポーツ習慣化の実践(ビジネスパーソン)

B-イ : 健康増進のための運動・スポーツ習慣化の実践(高齢者)

B-ウ : 健康増進のための運動・スポーツ習慣化の実践(女性)

C : 新しい生活様式における運動・スポーツの習慣化の取組

(12) 「I 6. (5) ③取組目的」

- ① 簡潔かつ明確に示してください。「I 2. 事業背景と目的」で記載した内容を再度記載する必要はありません。
- ② 取組が複数ある場合は、事業全体における当該取組の位置付けについて必ず記載してください。

(13) 「I 6. (5) ④取組内容」

- ① 取組の内容が具体的にわかるように示してください。「I 6. (4) <選択3>複数の地方公共団体の協働」で記載した内容を再度記載する必要はありません。

(14) 「I 6. (5) ⑤対象者・募集の方法」

- ① **募集の方法**：誰が、何(媒体)を用いて、どのように参加者を募集するのか、

効果的に対象者に周知し、参加してもらうために工夫する点等を具体的に記載してください。

(15) 「Ⅰ 6. (5) ⑦実施体制」

- ① 当該取組を実施するに当たり、行政以外に関わる全ての人又は組織等と具体的な役割について記載してください。

(16) 「Ⅰ 6. (5) ⑧本取組における新たな挑戦」

- ① 申請する地方公共団体がこれまで実施してきた施策等を踏まえ、新たな取組や工夫した点、これまでと異なる点等について具体的に記載してください。
- ② 全国的な取組と比較して新規性や独創性等があれば、新しい視点、期待できる効果、応用方法等についてわかりやすく記載してください。ただし、全国的に珍しい取組を求めるものではありません。

(17) 「Ⅱ 1. 経費の配分表」

- ① 経費科目は改変しないでください。
- ② 補助対象経費に著しい偏りがないようにしてください。
- ③ 補助金の額は募集時の申請においては、申請額となります。
- ④ 補助金の額は千円未満切捨てとしてください。
- ⑤ 補助金の額は本資料 4. 補助要件等（4）の記載に則って計上してください。

(18) 「Ⅱ 2. (1) 収入」

- ① 1 国庫補助金：「Ⅱ 1. 経費の配分表」補助金の額と同額を記入してください。
- ② 2 都道府県・市町村負担金：自己財源です。「Ⅱ 1. 経費の配分表」補助事業に要する経費から 1 国庫補助金 及び 3 その他 を差し引いた額を記入してください。
- ③ 3 その他：参加費や協賛金等の外部収入を記載してください。備考欄に参加費、協賛金等の内訳を記載してください。（例）参加費 500 円×100 人×10 回、登録料 2,000 円×1,000 人等。

(19) 「Ⅱ 2. (2) 支出」

- ① 積算内訳はエクセルファイル「(別添) 補助経費 (2) 支出」に詳細に記載してください。本資料 6. 補助対象経費の記載に則って計上してください。

(20) 「Ⅲ過年度の本事業の成果と継続又は再度申請の意義等」

- ① 平成 27・28 年度スポーツを通じた健康長寿社会等の創生、平成 29・30 年度・2019 年度・令和 2 年度運動・スポーツ習慣化促進事業で補助を受けた地方公共団体は必ず記載してください。

- ② 過年度の事業内容をそのまま継続又は再度実施して補助を受けることはできませんので、必ず新たな視点や取組等を組み込んで事業を計画してください。

(21) 「Ⅳ 1. 担当者連絡先（行政内担当責任者及び事務担当者）」

- ① 複数部署にそれぞれ担当者がある場合、取りまとめ窓口担当者を（事務担当者）欄に記入してください。
- ② 住所は書類の送付先となるため、事務担当者が所属部署の住所を遺漏ないように記入してください。
- ③ 事務担当者の電子メールアドレスは担当者個人の電子メールアドレスと、事務担当者が所属する部署代表の電子メールアドレスの両方を記載してください。担当者個人の電子メールアドレスがない場合は、部署代表の電子メールアドレスのみで結構です。所属する部署代表の電子メールアドレスがない場合には、事務担当者を2名にし、2名分の電子メールアドレスを記載してください。

6. 補助対象経費

- * 本事業の実施に直接必要とする経費のみを計上してください。
- * 事業計画との整合性を必ずとってください（品名、個数等）。
- * 交付申請書・実績報告書の提出に当たっては、経費（単価等）の根拠となる資料（内訳が分かる規程、見積書、請求書等の書類）を添付していただきますので、整理保存してください。
- * 金額は切捨てや切上げをせず、円単位で計上してください。
- * 参加者等に対するインセンティブ（ポイント原資や参加賞、割引券、お試し体験券等）に係る経費は補助対象とはなりません。
- * 補助経費の対象期間は事業期間内（本資料3.（5））とします。事業期間外に発注・納品された消耗品等の経費は補助対象外となります。
- * 事業期間内であっても、事業終了間際に消耗品等を大量に購入すること等、本事業と関係のない経費は認められません。

(1) 諸謝金

- ① 外部の者に依頼する事業実施の労務、会議出席、実技指導、単純労働、その他の労務（通訳等）に対して支払うものを補助対象とします。
- ② 業者等との契約による場合は、雑役務費に計上してください。
- ③ 単価等については各地方公共団体の謝金規程等により、妥当な単価を設定してください。過大な謝金単価の計上は認められない場合があります。
- ④ 給料等は補助対象とはなりません。本補助事業において、雇入れを予定してい

る場合は、雑役務費の補助対象外経費に計上してください。

(2) 旅費

- ① 原則として、公共交通機関に限ります。
- ② 各地方公共団体の旅費規程等により算出してください。
- ③ 航空機を使用する場合には、証拠書類として領収書及び搭乗券の控え（コピー）の提出が必要となります。
- ④ 航空機等を使用した際のマイレージやポイントの所得等による個人特典は認められません。マイレージやポイント等を取得した場合は、その分を補助金から減額いたします。
- ⑤ 本資料 5. (6) ②のとおり、事業報告会参加のために、東京（霞が関駅又は虎ノ門駅）までの旅費を計上してください。各補助事業者においては上限 2 名とし、うち 1 名は地方公共団体の担当者を必ず含めることとします。

(3) 消耗品費

- ① 各種事務用品、書籍類、その他事業の実施に直接必要とする消耗品を補助対象とします。
- ② 備品（10 万円以上かつ耐久年数が 1 年以上のもの）の購入はできません。パソコン、デジタルカメラ、USB メモリー等は、備品基準額未満の消耗品であっても認められません。
- ③ 消耗品を購入する際に特典として付与されるポイントの取得等による個人の特典は認められません。
- ④ 事業実施回数や参加者数等を参考に、購入個数等の妥当性を確認いたします。
- ⑤ のぼり旗等の作成物には「令和 2 年度スポーツ庁補助事業」等、本補助金を活用していることが分かるよう明記してください。明記されていない物は補助対象外とします。事業報告時に写真等の根拠資料を提出していただきます。

(4) 印刷製本費

- ① 案内用のチラシ・パンフレット、事業報告書等の印刷製本に係る経費を補助対象とします。
- ② 作成物には「令和 2 年度スポーツ庁補助事業」等、本補助金を活用していることが分かるよう明記してください。明記されていない物は補助対象外とします。事業報告時に根拠資料として原本を提出していただきます。

(5) 通信運搬費

- ① はがき・切手代、郵送料、宅配便等の料金、物品等梱包発送による運搬料等を補助対象とします。

- ② はがきや切手を購入する場合は、必要最小限の枚数とし受払簿等で適切に管理してください。
- ③ 事業実施回数や参加者数等を参考に、妥当性を確認いたします。送付先一覧を添付してください。
- ④ 郵送法にてアンケート調査等を行うために返信用切手を購入した場合は、返信があった部数のみ補助対象とします。
- ⑤ 電話代、通信料（インターネット含む）は補助対象とはなりません。

（６） 借料及び損料

- ① 会場借料、機械・物品・用具・器具・設備等の借料やリース料を補助対象とします。
- ② 見積書・請求書等には、使用期間（時間）、数量等を記載してください。
- ③ インターネット接続に係るルーター等の借料やリース料は補助対象とはなりません。

（７） 雑役務費

- ① 印刷等の軽微な請負業務、会場設営、アンケート調査等に係るデータ入力・集計・分析等の役務の請負に係る経費、対象経費の支出に係る銀行振込手数料等が対象となります。
- ② 広告等掲載料は費用対効果を考慮し、過大な計上は補助対象とはなりません。
- ③ 取組の実施に当たって必要となるスポーツ指導者等の保険料は補助対象となりますが、参加者等の保険料は補助対象とはなりません。
- ④ 特定の一人に大部分を請負等する場合は、その詳細の内容がわかる書類（仕様書、見積書等）の提出を求めます。
- ⑤ ホームページ、アプリ、システム等の開発に係る経費は補助対象とはなりません。
- ⑥ 本補助事業において、臨時職員等の雇入れ（給料等）を予定している場合は、雑役務費の補助対象外経費に計上してください。

（８） 会議費

- ① 会議を開催する場合のお茶代等を補助対象とします。
- ② 社会通念上常識的な範囲内とし、宴会等の誤解を受けやすい形態のもの、酒類や茶菓子、弁当などは補助対象とはなりません。
- ③ 団体等の内部構成員のみで行うものや、開催通知や議事録等を作成しない打合せ程度のものは補助対象とはなりません。

(9) 収入

- ① 参加費等を徴収した場合、参加費等の増加により当初の事業計画より収入が増加し、補助事業に要した経費から補助金額を差し引いた金額より参加費等の収入金額が超過した部分は、補助金の確定額から差し引くこととします。参加費等には参加費、寄付金、協賛金等を含みます。

7. 申請方法

申請する者は、下記により事業計画書を提出してください。

(1) 提出方法

- ① 事業計画書1部を配送（紙媒体）又は電子メール（PDF化したもの）にて、以下7（2）に示す宛先に御提出ください。
- ② 提出にあたっては、以下に示す事項に注意してください。

* 配送（郵便、宅配便等）

- ・簡易書留、宅急便等、送達記録の残る方法で送付してください。
- ・封筒に「運動・スポーツ習慣化促進事業申請書類在中」と朱書きしてください。
- ・配送中の事故については、当方は一切の責任を負いません。

* 電子メール

- ・Word、Excelにて作成した様式ファイルをPDF化し、電子メールに添付の上、送信してください。
- ・電子メールの件名は「【地方公共団体名】運動・スポーツ習慣化促進事業申請書類」としてください。
- ・電子メール送信上の事故（未達等）については、当方は一切の責任を負いません。受信確認の返信メールが提出後1営業日以上たっても届かない場合、電話にて確認をお願いします。

(2) 提出先

① 郵送等

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
スポーツ庁 健康スポーツ課 健康・体力づくり係

② 電子メール

kensport@mext.go.jp

(3) 提出期限 令和3年4月20日（火）17:00 必着

(4) その他

- ① 事業計画書等の作成費用については、採択結果にかかわらず申請する地方公共団体の負担とします。また、提出された事業計画書等については返却しません。
- ② 必要に応じて審査期間中に提出書類の内容の確認、追加資料の提出等を求めることがあります。
- ③ 期限に遅れた事業計画書や期限後の事業計画書の修正、差し替えは受理しません。

8. 事業計画書の審査について

(1) 交付内定者の選定方法

客観性、公正性及び透明性を担保するため、スポーツ庁において外部有識者で構成する審査委員会を設置し、申請団体から提出された事業計画書について、書類審査を実施します。以下の(2)評価方法、(3)評価項目、(4)採点基準に基づいて評価し、その評価点及び審査委員の意見を踏まえて、予算の範囲内で交付内定者を決定します。

(2) 評価方法

評価は、提出された事業計画書ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行います。各審査委員が以下の(3)評価項目について(4)採点基準に基づき点数化し、各々採点した合計点を平均した点数を当該申請団体の評価点とします。(3)評価項目⑪～⑬【加点項目】を除いた評価点が25点に満たない場合は不採択とします。

(3) 評価項目

- ① 事業背景と目的が、本補助事業の趣旨・目的に合致し、地域の背景・課題を踏まえた、具体的な内容となっている。
- ② 本補助事業の趣旨・目的に合致した適切な成果目標が定量的に設定され、適切に評価できる方法・体制が整っている。
- ③ 実行委員会等が、地方公共団体内のスポーツ主管課と健康福祉介護予防主管課に加え、域内の企業や団体等と連携して効率的・効果的に事業を実施する体制となっている。
- ④ 取組目的・内容が、事業背景と目的を踏まえており、成果目標とも整合性がとれている。
- ⑤ 取組内容が具体的であり、実現性が高いと感じられる。
- ⑥ 対象者が明確であり、効果的に募集する方法が具体的に工夫されている。
- ⑦ 運動・スポーツに興味・関心がない者を取り込むための工夫に具体性があり、挑戦的な取組である。
- ⑧ 運動・スポーツを習慣化させるための工夫に具体性があり、挑戦的な取組である。
- ⑨ 適切な経費計上となっている。

- ⑩ 本取組が、一過性の取組ではなく、補助事業終了後の持続可能な取組が具体的に計画されており、継続が期待できる
- ⑪ 【加点項目】＜選択１＞相談斡旋窓口機能が整備され、取組をより効果的にする具体的な工夫がある。
- ⑫ 【加点項目】＜選択２＞域内にある大学と組織的に連携し、大学等に備わる専門的知識や施設を知の拠点として協力が得られる体制となっている。
- ⑬ 【加点項目】＜選択３＞複数の地方公共団体が協働して実施する体制が具体的にあり、事業への相乗効果が期待できる。

（４） 採点基準

上記（３）評価項目①～⑩については、以下の５段階評価にて採点を行います。

大変優れている＝５点	優れている＝４点	適当＝３点
やや劣っている＝２点	劣っている＝１点	

また、（３）評価項目⑪～⑬については、以下の４段階評価にて採点を行います。

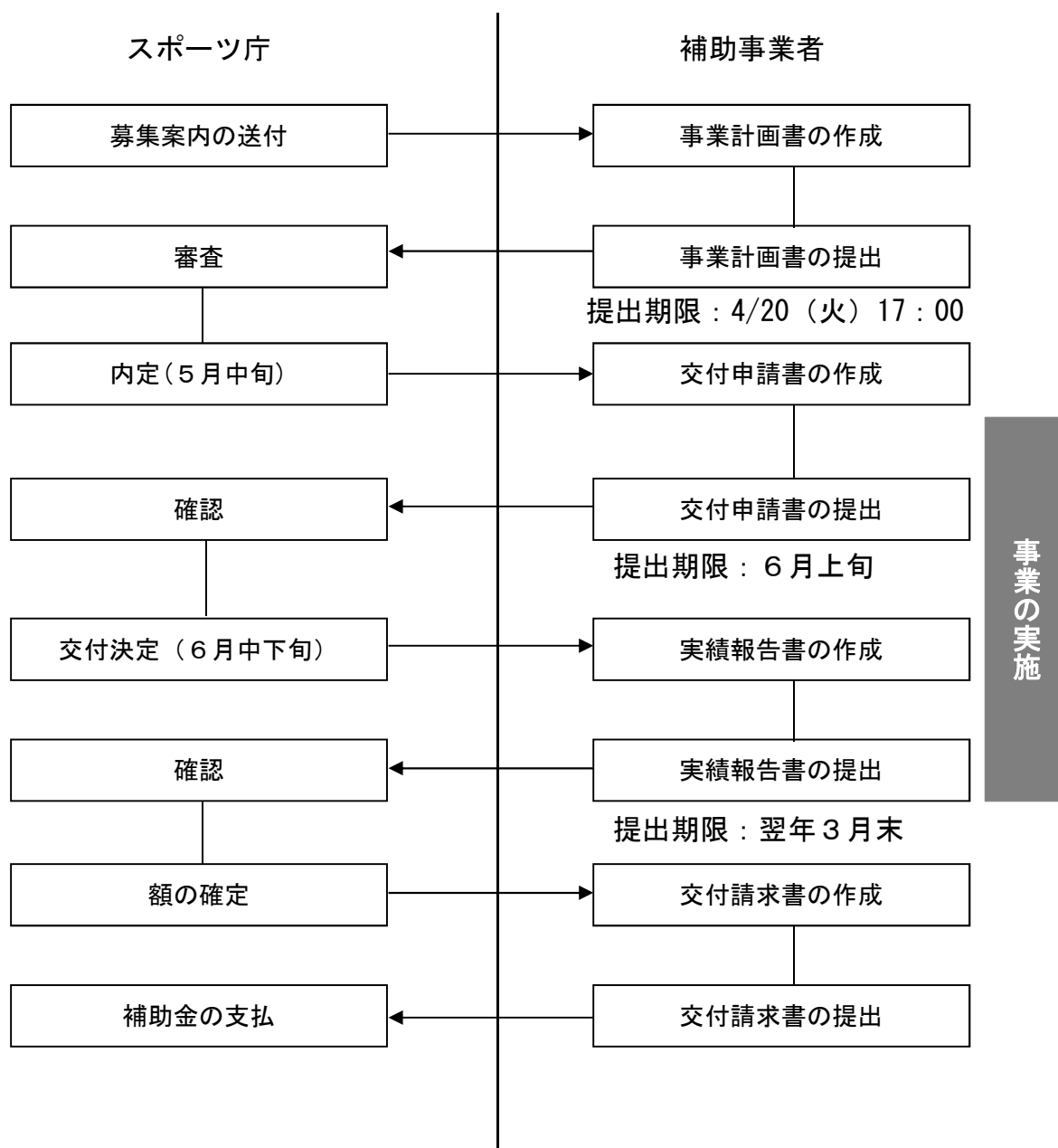
大変優れている＝３点	優れている＝２点	適当＝１点
実施体制が整っていない＝０点		

９． 問合せ先

スポーツ庁 健康スポーツ課 健康・体力づくり係
電話 03-5253-4111（内線 2998）

公募期間中の質問・相談等については当該者のみが有利になるような質問等については回答できません。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示します。

令和3度「運動・スポーツ習慣化促進事業」 スケジュール（イメージ）



※ 上記スケジュールは、応募件数や審査状況によって変更される場合があります。

※ 本補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に支払うこととなります。ただし、必要があると認められる場合は、補助金の全部又は一部について概算払いをすることができます。